

企業主導型保育事業に対する税制上の措置（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

1. 大綱の概要

個人又は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができることとする。

2. 制度の内容

2018年度～2019年度に
企業主導型保育施設を新設・増設



3年間の割増償却

普通償却費
+
普通償却限度額の12%
(建物等及び構築物は15%)

減価償却資産

①企業主導型保育施設の建物等



②幼児遊戯用構築物等

- ・遊戯用の構築物
- ・遊戯具
- ・家具
- ・防犯設備

